

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月25日
【会社名】	株式会社ローソンエンターメディア
【英訳名】	LAWSON ENTERMEDIA, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野林 德行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長野林徳行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようというものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社全体を単一の事業拠点としてとらえ、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収入、営業未収入金に至る業務プロセスを評価の対象としました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の元取締役2名による多額の不正資金流出が平成22年1月24日に発覚しました。この元取締役による不正行為は、定められた取締役会の承認を得ずに独断で行われ、内部統制を無視ないし無効ならしめたことから、防止することができませんでした。当社は、当該不正行為及び不正経理処理に関連して、総額145億円の特別損失を計上することとしました。その内、19億円は前事業年度に発生したものと前事業年度の財務諸表の訂正を行い、残りの126億円（不正取引調査費用他を含む）については当事業年度に計上しましたが、これらの事実は、全社的な内部統制において不備があったものと認識しますので、重要な欠陥に該当すると判断しました。

当事業年度末日までに、当該重要な欠陥が是正されなかった理由は、当該不正行為の発覚が当事業年度末日近くであり、時間的制約から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用全体の有効性の確認に至らなかったためです。

もとより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しておりますので、当該不正行為発覚後直ちに、社内調査委員会を発足させて調査を行ない、更に、外部専門家で構成する第三者委員会による、経緯・原因の検証及び責任の評価、不正行為の法的評価、社内体制の問題点と再発防止策について報告・提案を受けて、内部統制における不備の是正について検討してきました。

4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するため、当該事業年度の末日以降、内部統制報告書提出日までに実施した再発防止策は以下の通りです。

(1) 緊急的対応策

当社は、下記の緊急防止策を実施いたしました。

権限集中の解消

一部門や担当役員への権限集中が不正行為を可能にした要因であったため、権限の分散化を図りました。具体的には、管理本部を財務経理本部・総務本部・内部監査室・経営企画室の4つに分けそれぞれに個別の責任者を置き、部門間に牽制機能を持たせました。

支払い業務の監視強化

前払い金等通常取引と異なる支払いに関しては、財務経理本部に加え総務本部においても支払申請書をチェックする体制を新たに構築しました。

(2) 抜本的対応策

当社は、第三者委員会の報告を受け、下記の抜本的対応策を策定しました。

法令遵守の徹底について

トップ自らが再発防止の意思を明示しこれを徹底します。従来より実施していた全役職員を対象としたコンプライアンス研修を継続、強化し、法令遵守意識を徹底します。また、法令遵守意識の浸透度を検証するため、全役職員に対する意識調査を次年度より開始、以降年1回定期的に実施します。

取引でのリスクの認識と防止

取引先や取引に関連するリスクを洗い出すとともに、その防止策を業務マニュアルに反映させ、全役職員への周知を図ります。これらの対応を次年度第2四半期までに実施します。

個人業務から組織的業務への変換

当社が行っている事業においては、個人のつながりが重要視されることが業界内の特徴であり、業務の属人化が進む傾向があります。より組織的な業務に移行するため、組織内での個人業務の可視化及び定期的な人事ローテーションを次年度より進めます。

営業部門に対する管理強化

取引先の信用調査や取引内容の定期的な調査は現在総務本部や財務経理本部で実施していますが、今後中期的には、組織拡大に伴い営業部門における管理機能を強化し、当該部門内において統制機能を持たせていきます。

監査機能の強化

緊急的対応策として実施した内部監査室の設置にあわせ、内部監査専任の担当者を2名に増員しており、当社に内在するリスクを網羅的に検証できる体制としました。

今後、業務を可視化し継続的かつ効果的なモニタリングを実行するため、財務会計システムを含めたシステム全般の再構築を進めていきます。

内部通報制度の活性化

内部通報制度の積極的な利用の促進策を、コンプライアンス研修等を通じて社内に告知していますが、今後朝礼や社内報を通じて経営者自ら訴えることを実施します。

再発防止策の実施状況のモニタリング

上記、各対応策について、その実施状況のモニタリングを徹底します。

具体的には、再発防止策の進捗部署をリスク管理・コンプライアンス委員会とし、モニタリング結果を取締役会に報告する体制とします。

5【特記事項】

該当事項はありません。